

薬物乱用防止啓発訪問事業に  
関する民間競争入札実施要項  
(案)

## 目次

1. 趣旨	1
2. 本事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	
(1) 本事業の目的	1
(2) 本事業の内容	1
(3) 業務の実施に当たり確保されるべき質	6
(4) 業務期間開始前及び終了時の引継方法	7
(5) 契約の形態及び委託費の支払方法	7
3. 実施期間に関する事項	8
4. 入札参加資格に関する事項	8
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	
(1) 入札の実施手続及びスケジュール	9
(2) 入札書類	9
(3) 開札に当たっての留意事項	10
6. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	
(1) 落札者を決定するための評価基準	10
(2) 技術評価の方法	10
(3) 価格評価の方法	11
(4) 落札者の決定	11
7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	12
8. 受託者が厚生労働省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他事業の適性かつ実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項	
(1) 状況及び実績報告	12
(2) 調査	12
(3) 指示	13
(4) 契約に基づき受託者が講ずべき措置	13
9. 受託者が本事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受託者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	17
10. 対象公共サービスの評価（法第7条第8項に規定する評価）に関する事項	
(1) 実施状況に関する評価	18
(2) 調査の実施方法	18
(3) 調査項目	18

(4) 意見聴取等	19
(5) 実施状況等の提出	19
11. その他事業の実施に際し必要な事項	
(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告	19
(2) 厚生労働省の監督体制	19
(3) 主な受託者の責務等	19
別紙1 提案書作成要領	20
別添-1 総合評価落札方式による一般競争入札提案申請書	23
別添-2 薬物乱用防止啓発訪問事業提案書	24
別紙2 平成27年度薬物乱用防止啓発訪問事業採点表	36
別紙3 薬物乱用防止啓発訪問事業評価手順書(加算方式)	37
別紙4 従来の実施状況に関する情報開示	40
別紙5 薬物乱用防止啓発訪問事業アンケート	42

## 1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスの改革による利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目的とするものである。上記を踏まえ、厚生労働省は公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された薬物乱用防止啓発訪問事業（以下「本事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

## 2. 本事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

### （1）本事業の目的

我が国の薬物乱用の現状は、依然として覚醒剤事犯による検挙者数が薬物事犯の検挙者数の大多数を占めているが、最近では危険ドラッグの乱用が急速に拡大していることなど、特に、20歳代を中心とした若年層への乱用の拡大が顕著となっており、深刻な状況にある。

こうした状況の中で、麻薬・覚醒剤・あへん・大麻・指定薬物を含む危険ドラッグ等の薬物の乱用を撲滅することは緊急の課題であることから、取締りは勿論のこと、国民一人一人に薬物乱用による弊害を正しく認識させるために薬物乱用防止啓発活動を実施することが重要である。

そこで、主に青少年、その保護者及び指導者層に対し、個別に訪問を行うことで、効果的な薬物乱用防止啓発活動を実施し、薬物乱用を許さない国民世論を形成し、薬物乱用を撲滅することを目的とする。

### （2）本事業の内容

#### ①訪問事業

##### ア) 概要

通年の事業で、全国（但し、北海道、沖縄を除く）を対象に可能な限り多くの対象者に対し、薬物乱用防止啓発活動を行う。

具体的には、薬物乱用防止に関して有効な資材を開発又は準備し、主な対象である青少年層並びにその保護者及び指導者層の集まるイベントや、教育機関等からの派遣要請に応じて訪問する先で、薬物乱用防止の専門家等による印象的な啓発活動を行う企画を立案し、実行する業務。

##### イ) 対象者

○青少年層（小学校5年生～大学1年生程度）

○その保護者

○指導者層

※但し、提案において、広く薬物乱用防止を訴えることは差し支えない。

ウ) 実施時期

通年。但し、集中する時期があることは差し支えない。

エ) 実施内容

○薬物乱用は何故いけないのかという正確な知識を説明・提供する。

○現在の薬物乱用の正確な状況を説明・提供する。

○薬物乱用はいけないことであることを改めて認識させる。

○上記を踏まえ、印象的で効率的かつ有効な訪問事業を創意工夫のうえ実施するものとする。

※特に危険ドラッグについては、重点的に実施すること

オ) 実施方法

○原則として、平成26年度に厚生労働省が作成した資材を基調として新たに開発又は準備した啓発資材を使用し、講師による講義形式を採用すること。  
但し、訪問先からの希望についてできる限り取り入れること。

○訪問先によっては、休日・祝日の訪問を希望する場合があるので、休日・祝日にも訪問可能な体制を整えること。

○上記実施内容を踏まえ実行可能性が高い手段で行うこと。また、受託者自らが、訪問事業の一環として、薬物乱用防止に関するイベントを開催することも差し支えない。

○教育機関等より独自に開催する薬物乱用防止教室において使用する目的で啓発資材の貸出を依頼された場合には、依頼元に対し啓発資材の必要部数を郵送等により貸出すこと。

※訪問要請に応じられなかった教育機関に対しては、できる限り、啓発資材の貸出等で支援すること。

○教育機関を年間300箇所以上、訪問できる体制を整えること。

○1回の訪問毎に、訪問先の参加者全員にアンケート調査（資材貸出の場合も含む）を実施すること。アンケート調査には実施内容及び啓発資材に関する評価を含むこと。

カ) 使用言語

使用言語は日本語とする。外国語を使用しなければならない場合には、対象者が確実に日本語で理解できるような体制をとるものとする。

キ) 講師

○訪問事業における講師は最低限以下の対応ができる者を予め確保し、講義へ充てること。また、講師については旅費・謝金を原則支給すること。

- 現在もしくは過去に麻薬取締官、警察官、精神科医等としての業務や薬物乱用防止指導員としての活動実績がある者又は、それに準ずる実績がある者等、薬物の乱用問題に精通している者であること。
- 受講する青少年やその保護者及び指導層に対し、薬物の乱用問題やその周辺の正確な知識を教えることができるとともに、印象的で効率的かつ有効な講義が可能であること。
- 原則として、受託者の責任において薬物の乱用問題に精通した講師を選任するものとするが、提案書提出前に講師の候補者が不明の場合には、事前に厚生労働省に相談すること。この場合、厚生労働省は関係機関の窓口を紹介する。それ以降の具体的な講師選任の調整、手続き等の必要な事務処理は、受託者が実施すること。

#### ク) 資材

- 講義等で使用する資材は、平成26年度に厚生労働省が作成したリーフレット、PowerPoint 資料、及び DVD 等の資材を基調とし、より利用・説明しやすい資材となるよう、その内容を確認し、必要に応じて修正等を加えること。このほかに、新たに開発又は準備した資材を使用しても差し支えない。なお、資材を作成する場合には、事前に厚生労働省と協議すること。
- 上記の講義等用の資材のほかに、イベントや教育機関等訪問時に参加者に配布し、後日見直しを行い、より薬物乱用防止普及啓発に資するような資材を作成すること。  
参考：平成26年度においては、リーフレットを配布した。
- 心に残るような印象的な資材となるよう創意工夫を行うこと。
- 資材は全て薬物の乱用問題に精通した専門家の監修を受けていること。

### ②情報発信事業

#### ア) 概要

訪問事業に参加することができなかった者に対して、薬物乱用を正しく理解するために必要な情報を迅速、かつ幅広く発信し、薬物乱用防止の重要性を認識してもらうことを目的とする。

具体的には、平成26年度に厚生労働省が開設した Facebook 及び Twitter を通して発信する情報、内容、時期等を企画し、情報を発信する。また、併せて、Facebook 及び Twitter の日々の運用・管理も行うこと。その他の新たな広報形態、媒体を提案・活用する場合には同等の効果が得られるものとし、その旨提案すること。

ただし、実施に当たっては、当該事業が主体とならないよう留意すること（必ず、①訪問事業を主体とすること）。

イ) 対象者

- 青少年層（小学校5年生～大学1年生程度）
- その保護者
- 指導者層

※但し、提案において、広く薬物乱用防止を訴えることは差し支えない。

ウ) 実施時期

通年。但し、集中する時期があることは差し支えない。

エ) 実施内容

- 薬物乱用は何故いけないのかという正確な知識を説明・提供する。
- 現在の薬物乱用の正確な状況を説明・提供する。
- 薬物乱用はいけないことであるということを改めて認識させる。
- 上記を踏まえ、印象的で効率的かつ有効な情報発信事業を創意工夫のうえ実施するものとする。  
※特に危険ドラッグについては、重点的に実施すること。

オ) 実施方法

- 平成26年度に厚生労働省が作成した **Facebook** 及び **Twitter** を以下の事項を随時、掲載し運用すること。
  - ・薬物乱用に関する正確な知識を説明・提供
  - ・薬物乱用に関する状況の説明・提供
  - ・訪問事業の様子
  - ・厚生労働省からの薬物乱用防止に関する情報提供
- Facebook** 及び **Twitter** については、閲覧者の興味を惹くよう工夫すること。
- 実現可能性が高く、迅速に情報提供できる手段とし、訪問事業に参加できない国民に対して、訪問事業と同等の効果が得られる新たな広報形態、媒体を用いることもできる（**Facebook**、**Twitter** に限らず他の広報形態、媒体を用いることもできるがその有効性について提案すること）。但し、資材の貸出については、情報発信事業としてはならない。
- 厚生労働省において、薬物乱用防止に関する情報 **HP** を既に運用しているため、新たな広報形態、媒体を提案する場合には、**Facebook**、**Twitter**、ウェブサイト、ブログ以外で実施すること。  
※新たな手法の例：動画共有サービスの活用
- Facebook** 及び **Twitter**、新たな広報形態、媒体のフォロワー等の閲覧者を年間10万人以上確保できる体制を整えること。

カ) 使用言語

使用言語は日本語とする、外国語を使用しなければならない場合には、対象者が確実に日本語で理解できるような体制をとるものとする。

### ③訪問事業及び情報発信事業の実施体制

#### ア) 事業支援体制

- 薬物乱用防止啓発訪問事業事務局を設置し、イベント、教育機関等からの訪問要請の受付事務、その他必要な事務を行うこと。
- 総括責任者1名を充て、経費、人員配置を含めた本業務全体を統括すること。  
ただし、専任の必要はないが、本事業終了までは、常に連絡の取れる体制を確保すること。また、総括責任者は事前に厚生労働省が実施している薬物乱用対策に関する施策、啓発活動の内容、目的等を十分に理解していること。
- 企画調整、スケジュール管理、啓発資材開発及び準備担当等の本事業実施に必要な役割に応じた担当者を充て、総括責任者の下に、常に連絡がとれる体制を確保すること。
- 訪問先によっては、休日・祝日の訪問を希望する場合がありますので、休日・祝日の訪問が円滑に進むよう支援体制を整えておくこと。
- 訪問事業及び情報発信事業の内容、資材については、外部有識者による評価機関を設置し、改善等の評価を受ける体制を整備すること。

#### イ) 必要な機材等

提案に併せて原則、受託者で必要な機材の準備を行うものとするが、訪問事業においては、訪問先に負担にならない最低限の設備をあらかじめ示せば、訪問先に依頼して無償で機材等の貸与を受けることができるものとする。

#### ウ) 事業実施計画の作成

事業を実施するに当たり、その実施方法（訪問事業における訪問箇所数及び参加者数、情報発信事業におけるフォロワー等の閲覧者数）、進行予定、実施体制、その他必要な事項を具体的に定めた実施計画を作成すること。当該実施計画を基に本事業を実施していくこと。

#### エ) 個人情報の保護及び情報管理

個人情報の取扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。契約終了後は、厚生労働省に引き継ぐ以外は確実に廃棄を行うこと。

#### オ) 守秘義務

契約の履行に当たって、業務上知り得た秘密情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として使用しないこと。

また、契約完了後には、厚生労働省に必要な情報は引き継ぐ以外は確実に廃棄を行うこと。

#### カ) 著作権

事業実施によって得られる全ての成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）、その他の諸権利は厚生労働省に帰属するものであること。

また、他者の著作権等の権利に抵触するものについては、受託者が責任をもって処理を行うこと。

キ) 事業の広報

- 事業を開始する際には、都道府県薬務主管課、教育委員会等関係する団体に事業開始の周知、広報を充分に行うものとする。厚生労働省もその周知には可能な範囲で協力する。
- 受託者側から、事業実施期間中においても、訪問事業においては、啓発対象者に対し、訪問啓発の機会を設けてもらうように依頼、広報をすること。また、情報発信事業においては、フォロワー等の閲覧者の増加するよう広報をすること。

ク) その他

- 訪問事業及び情報発信事業の実施にあたっては、厚生労働省担当者との十分な協議に基づき行うものとし、本実施要項に掲げている事項の他、当該業務を遂行するために必要な事項は厚生労働省と適宜協議の上、実施するものとする。
- 採用された提案について、厚生労働省はその一部を修正することができる。
- 厚生労働省の新たな施策の実施により、青少年等に施策に基づく新たな情報を広く周知する必要が生じる場合がある。この場合、周知すべき情報を訪問事業及び情報発信事業に盛り込んだ上で、本事業を実施すること。
- 事業実施にあたっては、警察等関係する官公庁、団体等と十分調整を行い、事故もしくはトラブルの防止に万全を期すこととし、万が一、事故もしくはトラブルが発生した場合は、受託者が責任をもって処理すること。
- 受託者は、本業務に付随して得た、いかなる情報も厚生労働省に無断で公開又は第三者に対して提供してはならない。

(3) 業務の実施に当たり確保されるべき質

効率的な薬物乱用防止啓発活動を実施し、薬物乱用を許さない国民世論を形成し、薬物乱用の撲滅を目的としていることから、以下の目標を達成し、業務の質を確保する。

- ① 訪問事業の参加者数等を年間10万人以上とし、その際の教育機関への訪問箇所数を年間300箇所以上とする。訪問箇所数及び参加者数は多いことが望ましいので、目標数を増やすことは差し支えない。なお、参加者数等10万人の中には、資材のみ貸出した場合の利用者数も含むものとする。
- ② 参加者へのアンケートにおいて、「Q3の1及び2の割合」が90%以上であること。月々の「Q3の1及び2の割合」が90%未満になった場合には、改善策を講じ、実行すること。また、本事業実施後に月々の評価が、3ヶ月間連続で目標

である90%と比較し著しく低く、改善策を2ヶ月実行しても、その評価が60%以下であり向上しない状況が継続する場合には、委託費の減額があり得る。委託費の減額を行う場合には、契約金相当額の5%とする。

- ③ 情報発信事業のフォロワー等の閲覧者を年間10万人以上（Facebook、Twitter及び新たな広報形態、媒体の合計）とする。フォロワー等の閲覧者は多いことが望ましいので、目標数を増やすことは差し支えない。

#### （4）業務期間開始前及び終了時の引継方法

- ①受託者は、本業務の契約期間が開始する前に、現在本業務を行っている者から、事前に十分な引継を受けること。当該引継に要する費用は引継を受ける受託者の負担とし、本業務を引継ぐ者が決定次第速やかに引継を開始して、業務に必要な知見の移転が終了するまで行うものとする。なお、契約期間終了後に引き続きその者が業務を行うこととなる場合には、この限りでない。
- ②受託者は、本業務の契約期間が終了する際、本業務を引継ぐ者に対し、事前に十分な引継を行うこと。当該引継に要する費用は引継を受ける受託者の負担とし、本業務を引継ぐ者が決定次第速やかに引継を開始して、業務に必要な知見の移転が終了するまで行うものとする。なお、契約期間終了後に引き続きその者が業務を行うこととなる場合には、この限りではない。

#### （5）契約の形態及び委託費の支払方法

- ①契約の形態は、精算条項を付した年度ごとに支払を行う委託契約とする。
- ②受託者は、年度の業務完了後、当該年度における業務に係る支出の決算書を作成し、厚生労働省の調査を受けなければならない。
- ③調査の結果、内容が適正であれば、契約書によりあらかじめ約定された各年度の契約金額を受託者からの適法な精算払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- ④厚生労働省は、受託者の資力、事務内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合に限り概算払をすることとする。この場合、契約書によりあらかじめ約定された各年度の契約金額を受託者からの適法な概算払請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。
- ⑤委託費は、本事業開始以降のサービスの提供に対して支払われるものであり、受託者が行う引継ぎや準備行為等に対して、受託者に対して発生した費用は、受託者の負担とする。

### 3. 実施期間に関する事項

当該業務の実施期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。

### 4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する第10条（第11号を除く。）に該当しない者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない者。
  - ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
  - ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
    - ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
    - イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
    - ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
    - エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
    - オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
    - カ) 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加することができない。
  - ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者。
  - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- (4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。

- (5) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。
- (6) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (7) 入札説明書の交付を受けた者であること。

## 5. 入札に参加する者の募集に関する事項

### (1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

入札公告	：平成27年1月中旬
入札説明会	：平成27年1月中旬
質問受付期限	：平成27年1月下旬
入札書類提出期限	：平成27年2月中旬
提案書の審査等	：平成27年2月中旬
開札	：平成27年2月下旬
契約	：平成27年4月1日

### (2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

#### ①提案書（別紙1「提案書作成要領」参照）

総合評価のための業務の具体的な方法及びその質の確保等に関する書類。

#### ②入札書

入札金額（契約期間内の委託業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額）を記載した書類。

#### ③委任状

代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

#### ④全省庁統一資格審査結果通知書の写し

平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること証明する審査結果通知書の写し。

- ⑤法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類
- ⑥主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報

(3) 開札に当たっての留意事項

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（復代理人の場合）を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、開札終了まで開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。

6. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

対象公共サービスを実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は厚生労働省内に設置する技術審査委員会において行う。

(1) 落札者を決定するための評価基準

評価にあたっては、技術評価と価格評価に区分し、得点配分については技術評価への得点配分（技術点）を280点、価格評価への得点配分（価格点）を140点の420点満点とする。

(2) 技術評価の方法

技術評価は以下の必須審査項目及び加点審査項目に基づいて行う。なお、詳細な評価観点等の内容については、別紙2「平成27年度薬物乱用防止啓発訪問事業採点表」及び別紙3「薬物乱用防止啓発訪問事業評価手順書（加算方式）」を参照すること。

①必須審査項目

必須審査項目審査においては、入札参加者が提案書を記載した内容が「別紙2」の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点95点を付し、一つでも満たしていない場合は失格とする。

②加点審査項目

加点審査項目審査においては、入札参加者が提案書に記載した内容を「別紙2」の加点項目の配点に従い採点し加点を付する。

(3) 価格評価の方法

価格点については以下の評価方式により算出する。

入札価格に対する価格点＝価格点の配分（100点）×（1－入札価格／予定価格）

(4) 落札者の決定

- ①上記必須審査項目を全て満たし、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、加点審査項目における得点に上記（3）の評価方法における入札価格の得点を加えて得られた値が最も高い者で有効な入札を行った者を落札者とする。
- ②落札者となるべき者の入札価格によって、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価点が高い者を落札者とすることがある。
- ③落札者となるべき者が2人以上あるときには、直ちに入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ④落札者が指定の記述までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- ⑤契約の締結は、本業務にかかる予算が成立することを前提条件とする。
- ⑥入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。
- ⑦再度の入札公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できない等、やむを得ない場合には、別途、当該業務の実施方法を検討・実施することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、監理委員会に報告するものとする。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項  
別紙4「従来の実施状況に関する情報開示」のとおり
8. 受託者が厚生労働省に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他事業の適性かつ実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 状況及び実績報告

本事業が適正に履行されていることを確認するため、受託者は、下記の報告を厚生労働省に月1回行うものとする。また、別途、厚生労働省の必要に応じて報告等を求められた場合は、適宜対応するものとする。

- ①本事業の進捗状況
- ②全体計画の現況
- ③本事業実施にあたって関係者との調整状況
- ④資材の作成、開発状況
- ⑤訪問事業及び情報発信事業の参加者数等の人数
- ⑥訪問事業における参加者へのアンケート結果
- ⑦Facebook、Twitter及び新たな広報形態、媒体の合計フォロワー等の閲覧者人数
- ⑧厚生労働省及び受託者に寄せられたクレームや問合せについての内容及び対処方法
- ⑨受託者は本事業の業務期間の毎会計年度（最終年度を除く。）の終了後、前会計年度における業務の実績状況。
- ⑩受託者は上記2（5）③又は④による請求を行う場合においては、当該請求の経費にかかる実施状況を厚生労働省に報告するものとする。
- ⑪本事業の完了後に報告書を提出

(2) 調査

- ①厚生労働省は、本事業の適性かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、受託者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、受託者の実施状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- ②立入検査をする厚生労働省の職員は検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示することとする。

### (3) 指示

- ①厚生労働省は、本事業を適正かつ的確に実施させるために必要があると認めるときは、受託者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- ②上記によらず、事業の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

### (4) 契約に基づき受託者が講ずべき措置

#### ①本事業の開始及び中止又は廃止

受託者は、締結された本契約に定められた本事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。また、やむを得ない事由により、本事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の承認を受けなければならない。

#### ②法令の遵守

受託者は本事業の実施に当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

#### ③再委託の取扱い

ア) 契約に係る事務又は本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。

イ) 委託契約金額に占める再委託契約の金額の割合は、原則 2 分の 1 未満とする。

ウ) 受託者は本事業の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所、名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務の方法）について記載しなければならない。

エ) 受託者は、再委託をする場合には、厚生労働省の承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合は、この限りではない。

オ) 受託者は、本事業の一部を再委託するときは、受託者が本事業にかかる契約を遵守するために必要な事項について本事業の契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

カ) 受託者は、再委託先を変更する場合、厚生労働省の承認を受けなければならない。

キ) 本事業の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を報告し、承認を受けること。受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、厚生労働省に報告し、承認を受けること。なお、再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

#### ④談合等の不正行為に係る契約解除

ア) 厚生労働省は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

○公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人（受託者又は受託者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

○受託者又は受託者の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受託者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

イ) 受託者は本契約に関して、上記ア) の各項目の一に該当することとなった場合は速やかに当該処分等にかかる関係書類を厚生労働省に提出しなければならない。

#### ⑤談合等の不正行為に係る違約金

ア) 受託者は、本契約に関し、以下の一に該当するときは、厚生労働省が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、厚生労働省の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

○公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

○公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

○公正取引委員会が、受託者又は受託者の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を

行ったとき。

○受託者又は受託者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

イ) 受託者は契約の履行を理由として、上記の違約金を免れることができない。

ウ) 上記の規定は、厚生労働省に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、厚生労働省がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

エ) 受託者は本契約に関して、上記ア) の各項目の一に該当することとなった場合は速やかに当該処分等にかかる関係書類を厚生労働省に提出しなければならない。

#### ⑥違約金にかかる遅延利息

上記に規定する違約金を厚生労働省の指定する期日までに支払わないときは、受託者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

#### ⑦帳簿の記載等

受託者は、実施年度ごとに本事業に関して作成した記録や帳簿書類を、本事業を終了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

#### ⑧秘密の保持

受託者は、本事業に対して厚生労働省が開示した情報等（公知の実施等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講じること。受託者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本事業に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

#### ⑨個人情報の取扱

ア) 受託者は、本事業を実施するために厚生労働省から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定めたものを厚生労働省に提出するとともに、その定めに従い、個人情報の漏えい、滅失、き損等の防止に努めなければならない。

イ) 受託者は、個人情報を収集し、又は利用するときは、本事業の目的の範囲内で行うものとする。

ウ) 受託者は、個人情報が記録された資料等を厚生労働省の承諾無しに第三者（再委託の相手先を含む。）に提供してはならない。第三者に提供する場合には、

契約書において、第三者が個人情報の適切な管理のために必要な措置を行うことを明記するものとする。

- エ) 受託者は、個人情報記録された資料等を、厚生労働省の承諾無しに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上、厚生労働省の承諾を得て複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- オ) 受託者は、厚生労働省から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この本事業完了後直ちに厚生労働省に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、厚生労働省が別に指示したときはそれに従うものとする。

#### ⑩権利義務の帰属

本事業実施によって得られる全ての成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）、電子データ等の所有権及びその他の諸権利は厚生労働省に帰属するものであること。

また、他者の著作権等の権利に抵触するものについては、受託者が責任をもって処理を行うこと。

#### ⑪契約内容の変更

受託者及び厚生労働省は、本事業の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を受けた上、法第21条の定める手続を経なければならない。

#### ⑫属性要件に基づく契約解除

厚生労働省は、受託者が以下の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑬行為要件に基づく契約解除

厚生労働省は、受託者が自ら又は第三者を利用して以下の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

ア) 暴力的な要求行為

イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

オ) その他前各号に準ずる行為

⑭下請契約等に関する解除

ア) 受託者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

イ) 厚生労働省は、受託者が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

⑮契約解除時の取扱

ア) 厚生労働省は、上記⑫から⑭の規定により本契約を解除した場合は、これにより受託者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

イ) 受託者は、甲が上記⑫から⑭の規定により本契約を解除した場合において、厚生労働省に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

⑯その他

この契約に規定がない事項については、その都度厚生労働省と受託者が協議の上、決定するものとする。

9. 受託者が本事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受託者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本契約を履行するに当たり、受託者又はその職員その他の本事業に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合には、以下に定めるものとする。

- (1) 厚生労働省が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存在する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 受託者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、受託者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

#### 10. 対象公共サービスの評価（法第7条第8項に規定する評価）に関する事項

##### (1) 実施状況に関する評価

内閣総理大臣が行う評価の時期（平成31年6月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成31年3月末時点における状況を調査するものとする。

##### (2) 調査の実施方法

厚生労働省は8の報告を基に下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と受託者の実績を比較考量すること等により、質の維持向上を達成されたかを評価する。

##### (3) 調査項目

- ①事業の進捗状況
- ②全体計画の現況
- ③事業実施にあたって関係者との調整状況
- ④資材の作成、開発状況
- ⑤訪問事業及び情報発信事業の参加者数等の人数
- ⑥訪問事業における参加者へのアンケート結果
- ⑦Facebook、Twitter及び新たな広報形態、媒体の合計フォロワー等の閲覧者人数
- ⑧厚生労働省及び受託者に寄せられたクレームや問合せについての内容及び対処方法

(4) 意見聴取等

厚生労働省は、本事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、受託者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

厚生労働省は、平成31年5月を目途として、本事業の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。

11. その他事業の実施に際し必要な事項

(1) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告

厚生労働省は、受託者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、事業終了後に官民競争入札監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 厚生労働省の監督体制

本事業に係る監督は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者を命じて、立会い、指示その他の適切な方法において行うものとする。

(3) 主な受託者の責務等

- ①法第25条第2項の規定により、本事業に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の刑罰の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②法第54条の規定により、本事業の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- ③法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- ④法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対し又は人に対して同条の刑が科される。
- ⑤会計検査について受託者は、会計検査法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実施の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

(別紙1)

## 提案書作成要領

厚生労働省

## 1 提出書類

- (1) 薬物乱用防止啓発訪問事業提案申請書（別添－1） 1部
- (2) 薬物乱用防止啓発訪問事業提案書 8部
- ①提案書様式は（別添－2）を参考とし、左上1箇所止めとすること。
- ②提案書には、1部のみに社名を記載し、7部については社名を記載しないこと。
- ③提案書は、別紙2「平成27年度薬物乱用防止啓発訪問事業採点表」及び別紙3「薬物乱用防止啓発訪問事業評価手順書」を踏まえた提案とすること
- (3) 添付資料 8部
- ①提出者の事業目的が確認できる文書（例：定款、寄付行為等）
- ②提出者の役員名簿及び組織図
- ③提出者の事業内容が確認できる文書（例：平成26年度の事業計画書、予算書、平成25年度決算書等）
- ④提出者の事業実績が確認できる文書（例：過去の事業報告書等）
- ※補足資料については1部のみに社名を記載し、7部については社名を記載しないこと
- ⑤必要に応じた資料（例：用語解説や提案詳細説明資料（提案書本文との対応関係を明確にする）など。）
- (4) 厚生労働省大臣官房会計課長（全省庁統一資格）から通知された等級決定通知書の写し 1部

## 4 提案書必須記載事項

以下の事項については、必ず、提案書に記載すること。

- ・事業の趣旨及び目的と整合性がとれている体制か
- ・対象者は実施要項と合致しているか
- ・実施要項と合致した内容で、創意工夫を行い、印象的かつ有効な事業であるか（訪問事業）
- ・実施要項と合致した内容で、創意工夫を行い、印象的かつ有効な事業であるか（情報発信事業）
- ・実施日数は実施要項と合致しているか、実施時間は提案書の企画と比較し妥当か
- ・必要な機材を準備しているか
- ・訪問先で準備していただく最低限の設備を提示できているか  
（例、テレビ、PC、プロジェクター等の準備は訪問先で行う等）
- ・提案に併せた機材を準備することができているか
- ・使用言語は日本語であるか、また、英語等での啓発の場合、通訳等は整備されているか
- ・休日・祝日にも訪問可能な体制が整っているか

- ・教育機関への訪問予定箇所数は年間300箇所以上となっているか
- ・Facebook及びTwitterの運用については、実施要項と合致した実施内容及び方法となっているか
- ・フォロワー等の閲覧者の見込みが年間10万人以上となっているか
- ・講師については、実施要項と合致している方々であることが提案書上記載され、かつ依頼できる体制を整えているか、又は構築予定か
- ・訪問要請に耐えうる人員体制は整備されているか、又は整備予定であるか
- ・実施要項と合致するものであることが具体的に理解できるような啓発資材であるか、もしくは、期待できるものを開発することが提案書上分かるものであるか
- ・事務局、総括責任者等の人員、休日・祝日体制、評価機関等の事業支援体制が実施要項に合致し整備されているか
- ・実施要項に合致し、実施計画に極力合致させる工夫を行い、効率的な計画を行う体制が整備されているか
- ・実施要項に合致した個人情報保護及び情報管理、守秘義務、著作権の取扱いになっていることが提案書に示されているか
- ・実施要項に記載されている関係機関に、十分に周知、広報する体制ができているか
- ・事業実施にあたって、事故もしくはトラブルの防止や事故もしくはトラブルが発生した場合の体制が実施要項と合致しているか

※提案書を記載するにあたり、(別紙2)「薬物乱用防止啓発訪問事業採点表」の評価項目一覧に記載されている事項の順序に従って記載すること。

## 5 技術審査結果通知

提出された提案書については、評価項目一覧に基づき厳正に審査を行い、合格又は不合格の通知を行う。

## 6 留意事項

- (1) 提出された提案書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことができない。また、返還も行わない。
- (2) 提出された提案書等は、提出者に無断で使用しない。
- (3) 一者当たり1件の提案を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
- (4) 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- (5) 参加資格を満たさない者が提出した提案書等は、無効とする。
- (6) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(別添-1)

薬物乱用防止啓発訪問事業  
総合評価落札方式による一般競争入札提案申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官  
厚生労働省医薬食品局長 殿

商号又は名称  
代表者職氏名 印

薬物乱用防止啓発訪問事業の委託先機関として総合評価落札方式による一般競争入札方式に応募いたしたく、提案書類一式を申請いたします。

所在地	〒		
設立年月日	大正 昭和 年 月 日 平成	労働者数	人

(様式)

薬物乱用防止啓発訪問事業  
提案書

(作成注)

- ・ 提案書は、A 4 版とすること
- ・ A 4 版用紙であれば、横置き又は縦置き、いずれも可
- ・ 全ての項目について、(別紙 2)「薬物乱用防止啓発訪問事業採点表」の提案要求事項をそのまま提案書に転記したり、提案要求事項のとおり実施する旨のみを記載するなど、具体的な手法等が読み取れない記載はしないこと
- ・ 提案書作成にあたっては、提案要求事項を記載した上で、提案内容を記載すること

社 名

※ 1 部のみ社名を記載

## 1.1 目的

- ・ 事業の趣旨及び目的と整合性がとれている体制か

(作成注)

- ・ 記載が複数ページでも差し支えない
- ・ 必要に応じて図等を用いても差し支えない

## 1.2 対象者

- ・ 対象者は実施要項と合致しているか

- ・ 厚生労働省が指定する対象者以外にも訴えることができるものか

(作成注)

- ・ 記載が複数ページでも差し支えない
- ・ 必要に応じて図等を用いても差し支えない
- ・ 「厚生労働省が指定する対象者以外にも訴えることができるものか」を記載する場合は、新たに対象とする年齢層と、対象とする理由、当該年齢層を対象にすることができるかの根拠を記載すること

### 1.3 実施内容 訪問事業

- ・実施要項と合致した内容で、創意工夫を行い、印象的かつ有効な事業であるか

- ・実施内容を対象者に伝えるための工夫が提案書において充分検討されているか
- ・事業について、対象者の印象に残る工夫をしているか
- ・対象者が今後薬物乱用防止活動に協力するもしくは、薬物乱用を行わない効果が期待できるか

(作成注)

- ・記載が複数ページでも差し支えない
- ・必要に応じて図等を用いても差し支えない
- ・実施内容は、分かりやすく詳細に記載すること
- ・全ての提案要求事項について記載すること
- ・実施内容の提案根拠、実現可能性を具体的に記載すること

### 1.3 実施内容 情報発信事業

- ・実施要項と合致した内容で、創意工夫を行い、印象的かつ有効な事業であるか

- ・実施内容を対象者に伝えるための工夫が提案書において充分検討されているか
- ・事業について、対象者の印象に残る工夫をしているか
- ・対象者が今後薬物乱用防止活動に協力するもしくは、薬物乱用を行わない効果が期待できるか

(作成注)

- ・記載が複数ページでも差し支えない
- ・必要に応じて図等を用いても差し支えない
- ・実施内容は、分かりやすく詳細に記載すること
- ・全ての提案要求事項について記載すること
- ・実施内容の提案根拠、実現可能性を具体的に記載すること

#### 1.4 実施方法 訪問事業

- ・実施日数は実施要項と合致しているか、実施時間は提案書の企画と比較し妥当か
- ・必要な機材を準備しているか
- ・訪問先で準備していただく最低限の設備を提示できているか  
(例、テレビ、PC、プロジェクター等の準備は訪問先で行う等)
- ・提案に併せた機材を準備することができているか
- ・使用言語は日本語であるか、また、英語等での啓発の場合、通訳等は整備されているか
- ・休日・祝日にも訪問可能な体制が整っているか
- ・教育機関への訪問予定箇所数は年間300箇所以上となっているか

- ・実施要項で指摘している内容を踏まえた方法となっているか
- ・訪問先の要望に対応が可能であり、実現可能性を踏まえた上で、実効的な実現方法を提案しているか
- ・実施日数・時間について、十分に創意工夫が成されているか
- ・実施方法を薬物乱用防止教育に詳しい専門家に相談出来る体制があるか
- ・教育機関への訪問予定箇所数は多いか
- ・教育機関からの派遣要請に応じられなかった場合の啓発資材の貸出支援の体制は整っているか

(作成注)

- ・記載が複数ページでも差し支えない
- ・必要に応じて図等を用いても差し支えない
- ・実施方法（教育機関等の訪問要請から実際の訪問、アンケート回収等までの一連の事業実施方法）は、分かりやすく詳細に記載すること
- ・全ての提案要求事項について記載すること
- ・実施方法の提案根拠、実現可能性を具体的に記載すること
- ・相談する専門家については、氏名、所属先等の必要な情報を記載すること

- ・教育機関への訪問箇所数は年間300箇所以上訪問する場合は、その訪問箇所数を記載すること
- ・教育機関への啓発資材の貸出体制と貸出可能件数を記載すること

#### 1.4 実施方法 情報発信事業

- ・Facebook 及び Twitter の運用については、実施要項と合致した実施内容及び方法となっているか
- ・フォロワー等の閲覧者の見込みが年間10万人以上となっているか

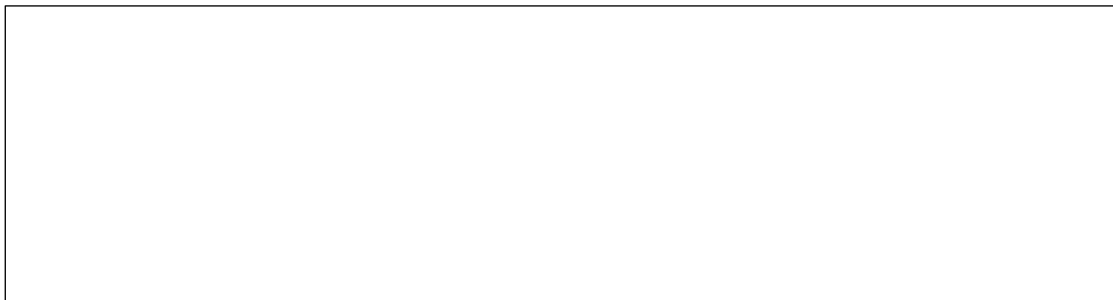
- ・実施要項で指摘している内容を踏まえた方法となっているか
- ・実現可能性を踏まえた上で、効率的な実施方法を提案しているか
- ・新たな広報形態、媒体を用いて、訪問事業と同等の効果が得られる方法となっているか
- ・実施日数・時間について、十分に創意工夫がなされているか
- ・実施方法を薬物乱用防止教育に詳しい専門家に相談出来る体制があるか

(作成注)

- ・記載が複数ページでも差し支えない
- ・必要に応じて図等を用いても差し支えない
- ・実施方法 (Facebook 及び Twitter の運用方法、新たな広報形態、媒体を用いた実施方法) は、分かりやすく詳細に記載すること
- ・全ての提案要求事項について記載すること
- ・実施方法の提案根拠、実現可能性を具体的に記載すること
- ・相談する専門家については、氏名、所属先等の必要な情報を記載すること
- ・フォロワー等の閲覧者の見込みを年間10万人以上とし、その閲覧者等の人数を記載すること

## 1.5 講師

- ・講師については、実施要項と合致している方々であることが提案書上記載され、かつ依頼できる体制を整えているか、又は構築予定か
- ・訪問要請に耐えうる人員体制は整備されているか、又は整備予定であるか



(作成注)

- ・記載が複数ページでも差し支えない
- ・必要に応じて図等を用いても差し支えない
- ・実施要項に合致した講師に依頼できる体制になっているか、または体制構築予定か、が分かるよう具体的にわかりやすく記載すること
- ・訪問に耐えうる体制が構築されているか、または構築予定か、が分かるよう具体的にわかりやすく記載すること

## 1.6 啓発資材

- ・実施要項と合致するものであることが具体的に理解できるような啓発資材であるか、もしくは、期待できるものを開発することが提案書上分かるものであるか

- ・資材がわかりやすく、心に残るような印象的な資材になるよう創意工夫がなされているか
- ・危険ドラッグの危険性を正しく、印象的に伝えることができるよう創意工夫がなされているか
- ・開発または準備する啓発資材を見て、対象者が今後薬物乱用防止活動に協力するもしくは、薬物乱用を行わない効果が期待できるか
- ・啓発資材を薬物乱用防止教育に詳しい専門家に相談出来る体制があるか、又は構築予定か

(作成注)

- ・記載が複数ページでも差し支えない
- ・資材のデザイン案を提示すること
- ・提案したデザインが、どのように実施要項に合致しているかを記載すること
- ・提案したデザインが、なぜ、心に残るような印象を与えるのかを記載すること
- ・当該資材を用いることによって、期待できる効果（薬物乱用を行わない効果等）をその理由とともに記載すること
- ・危険ドラッグを取り上げる上での内容、構成、工夫等について記載すること
- ・相談する専門家については、氏名、所属先等の必要な情報を記載すること

## 2.1 事業支援体制

- ・事務局、総括責任者等の人員、休日・祝日体制、評価機関等の事業支援体制が実施要項に合致し整備されているか

- ・提案書に示されている事業支援体制で、本事業の円滑実施が期待できるか

(作成注)

- ・記載が複数ページでも差し支えない
- ・必要に応じて図等を用いても差し支えない
- ・事務局の事業支援体制について、具体的に記載すること
- ・総括責任者等の氏名、所属を記載し、それぞれの業務分担を記載すること
- ・休日、祝日の体制を具体的に記載すること
- ・提案した事業支援体制で、事業を円滑に実施する手法、運用方針を具体的に記載すること。

## 2.2 事業実施計画

- ・実施要項に合致し、実施計画に極力合致させる工夫を行い、効率的な計画を行う体制が整備されているか

- ・実施計画を効率的に進めた上で、確保すべき質を確保するための工夫を充分に行っているか

(作成注)

- ・記載が複数ページでも差し支えない
- ・年間の実施計画書を提示すること
- ・実施要項に合致し、実施計画に極力合致させる工夫、効率的な計画を行う体制になっているのかを具体的に記載すること
- ・確保すべき質を確保するための工夫をどのように行っていくのかを具体的に記載すること

### 2.3 情報管理、守秘義務、著作権

- ・実施要項に合致した個人情報保護及び情報管理、守秘義務、著作権の取扱いになっていることが提案書に示されているか

(作成注)

- ・記載が複数ページでも差し支えない
- ・実施要項に合致した取扱いになっていることを具体的に記載すること

### 2.4 事業の広報

- ・実施要項上記載されている関係機関に、十分に周知、広報する体制ができているか

- ・広く一般に広報できる体制となっているか

(作成注)

- ・記載が複数ページでも差し支えない
- ・必要に応じて図等を用いても差し支えない
- ・関係機関への周知、広報体制、広く一般に広報出来る体制について、どのような体制となっているか具体的に分かりやすく記載すること

## 2.5 その他

- ・事業実施にあたって、事故もしくはトラブルの防止や事故もしくはトラブルが発生した場合の体制が実施要項と合致しているか

- ・厚生労働省が新たな施策の実施により、青少年等に広く周知する必要性が生じた場合、本事業により迅速かつ広く周知、広報し、その施策内容を盛り込んだ上で事業を実施することとなっているか

(作成注)

- ・記載が複数ページでも差し支えない
- ・必要に応じて図等を用いても差し支えない
- ・事故もしくはトラブルの防止や事故もしくはトラブルが発生した場合の体制や対処方針について、具体的に分かりやすく記載すること
- ・厚生労働省の新たな施策を迅速かつ広く周知、広報し、その施策内容を盛り込んだ事業を実施することが可能な体制、手法について、具体的に分かりやすく記載すること

平成27年度薬物乱用防止啓発訪問事業採点表(提案書提出者: A)

(価格点:技術点=1:2、得点配分 価格点140点、技術点280点)

評価項目一覧

評価者氏名:

提案書の目次			評価区分	提案要求事項	得点配分		
大項目	中項目	小項目			基礎点	加点	合計
1. 事業の実施方法及び評価方法(※1:創造性、新規性等(計:140点))							
1.1	目的		必須	・事業の趣旨及び目的と整合性とれている体制か	合非(10/0)	-	10
			任意	・対象者は実施要項と合致しているか	合非(5/0)	-	5
1.2	対象者		必須	・厚生労働省が指定する対象者以外にも訴えることができるものか	-	5	5
			任意	・実施要項と合致した内容で、創意工夫を行い、印象的かつ有効な事業であるか	合非(5/0)	-	5
1.3	実施内容	訪問事業	必須	・実施内容を対象者に伝えるための工夫が提案書において充分検討されているか	-	20	20
			任意	・事業について、対象者の印象に残る工夫をしているか ・対象者が今後薬物乱用防止活動に協力するもしくは、薬物乱用を行わない効果が期待できるか	合非(5/0)	-	5
	情報発信事業	必須	・実施要項と合致した内容で、創意工夫を行い、印象的かつ有効な事業であるか	合非(5/0)	-	5	
		任意	・実施内容を対象者に伝えるための工夫が提案書において充分検討されているか ・事業について、対象者の印象に残る工夫をしているか ・対象者が今後薬物乱用防止活動に協力するもしくは、薬物乱用を行わない効果が期待できるか	-	20	20	
1.4	実施方法	訪問事業	必須	・実施日数は実施要項と合致しているか、実施時間は提案書の企画と比較し妥当であるか ・必要な機材を準備しているか ・訪問先で準備していただく最低限の設備を提示できているか(例、テレビ、PC、プロジェクター等の準備は訪問先で行う等) ・提案に併せた機材を準備することができるか ・使用言語は日本語であるか、また、英語等での啓発の場合通訳等は整備されているか ・休日・祝日にも訪問可能な体制が整っているか ・教育機関への訪問予定箇所数は年間300箇所以上となっているか	合非(10/0)	-	10
			任意	・実施要項で指摘している内容を踏まえた方法となっているか ・訪問先の要望に対応が可能であり、実現可能性を踏まえた上で、実効的な実現方法を提案しているか ・実施日数・時間について、十分に創意工夫が成されているか ・実施方法を薬物乱用防止教育に詳しい専門家に相談出来る体制があるか ・教育機関への派遣要請に応じられなかった場合の啓発資料の貸出支援の体制は整っているか	-	15	15
	情報発信事業	必須	・Facebook及びTwitterの運用については、実施要項と合致した実施内容及び方法となっているか ・新たな広報形態、媒体を用いて、訪問事業と同等の効果が得られる方法となっているか ・フォロー等の関係者の見込みが年間10万人以上となっているか	合非(10/0)	-	10	
		任意	・実施要項で指摘している内容を踏まえた方法となっているか ・実現可能性を踏まえた上で、効率的な実施方法を提案しているか ・実施日数・時間について、十分に創意工夫が成されているか ・実施方法を薬物乱用防止教育に詳しい専門家に相談出来る体制があるか	-	15	15	
1.5	講師		必須	・講師については、実施要項と合致している方々であることが提案書に記載され、かつ依頼できる体制を整えているか、又は構築予定か ・訪問要請に耐えうる人員体制は整備されているか、又は整備予定であるか	合非(5/0)	-	5
1.6	啓発資料		必須	・実施要項と合致するものであることが具体的に理解できるような啓発資料であるか、もしくは、期待できるものを開発することが提案書上分かるものであるか	合非(5/0)	-	5
			任意	・資料がわかりやすく、心に残るような印象的な資料になるよう創意工夫がなされているか ・危険ドラッグの危険性を正しく、印象的に伝えることができるよう創意工夫がなされているか ・開発または準備する啓発資料を見て、対象者が今後薬物乱用防止活動に協力するもしくは、薬物乱用を行わない効果が期待できるか ・啓発資料を薬物乱用防止教育に詳しい専門家に相談出来る体制があるか、又は構築予定か	-	10	10
2. 事業実施主体の適格性(※2:価格と同等に評価できる項目(計:140点))							
2.1	事業支援体制		必須	・事務局、総括責任者等の人員、休日・祝日体制、評価機関等の事業支援体制が実施要項に合致し整備されているか	合非(10/0)	-	10
			任意	・提案書に示されている事業支援体制で、本事業の円滑実施が期待できるか	-	20	20
2.2	事業実施計画		必須	・実施要項に合致し、実施計画に極力合致させる工夫を行い、効率的な計画を行う体制が整備されているか	合非(10/0)	-	10
			任意	・実施計画を効率的に進めた上で、確保するべき質を確保するための工夫を充分に行っているか	-	20	20
2.3	情報管理、守秘義務、著作権		必須	・実施要項に合致した個人情報保護及び情報管理、守秘義務、著作権の取扱になっていることが提案書に示されているか	合非(10/0)	-	10
2.4	事業の広報		必須	・実施要項に記載されている関係機関に、充分に周知、広報する体制ができているか	合非(10/0)	-	10
			任意	・広く一般に広報できる体制となっているか	-	20	20
2.5	その他		任意	・事業実施にあたって、事故もしくはトラブルの防止や事故もしくはトラブルが発生した場合の体制が実施要項と合致しているか	-	20	20
			任意	・厚生労働省が新たな施策の実施により、青少年等に広く周知する必要がある場合、本事業により迅速かつ広く周知、広報し、その施策内容を盛り込んだ上で事業を実施することとなっているか	-	20	20

※1 創造性、新規性等 140点  
 ※2 価格と同等に評価できる項目 140点

基礎点 点 + 加点 点 = 合計 点

評価基準(必須)

評価/配点	(5点)	(10点)
合格	5	10
不合格	0	0

評価基準(任意)

評価/配点	(5点)	(10点)	(15点)	(20点)
A(特に優れている)	5	10	15	20
B(優れている)	4	8	12	16
C(普通)	3	6	9	12
D(やや劣る)	2	3	5	6
E(特に劣る)	0	0	0	0
記述無し	0	0	0	0

薬物乱用防止啓発訪問事業評価手順書  
(加算方式)

厚生労働省

本書は、「薬物乱用防止啓発訪問事業」の調達に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

## 第1章 落札方式及び得点配分

### 1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

なお、数値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

- ①入札価格が予定価格の範囲内であること
- ②別紙2「薬物乱用防止啓発訪問事業採点表」に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

### 1.2 総合評価点の計算

総合評価点 = 技術点 (280点) + 価格点 (140点)

技術点 = 基礎点 (95点) + 加点 (185点)

価格点 = 価格点の配分 (140点) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

### 1.3 得点配分

技術点に関し、創造性、新規性等を評価する項目の配分を140点、価格と同等に評価できる項目の配分を140点とする。

## 第2章 評価の手続き

### 2.1 評価

提出された提案書について、「第3章評価項目の評価方法」に記す評価基準に基づき採点を行う。複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果(点数)を合計し、それを平均して技術点を算出する。この際、「第3章評価項目の評価方法」3.2において不合格となったものについては、技術点の算出は行わない

### 2.2 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ①「2.1 評価」により与えられた技術点
- ②入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

## 第3章 評価項目の評価方法

### 3.1 評価項目の評価方法

評価項目の得点は当該調達目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

### 3.2 必須とする項目の評価

必須とする項目の得点については、基礎点のみから成る場合と基礎点と加点の二種類に分かれている場合があり、後者については両者の合計にて評価項目の得点が決定される。

基礎点については最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしている場合には配分された点数が与えられ、満たしていない場合には0点となる。なお、基礎点の得点を0点とする評価者がいた場合、その応札者を不合格とする。

加点については、A～Eの5段階に記述なしを加えた6段階の評価により、採点基準に基づいて得点を与える。

### 3.3 必須とする項目以外の評価

必須とする項目以外の項目については、項目毎に評価に応じ得点を与える。

### 3.4 加点評価

加点は、提案書が各提案要求事項の要件を満たし、かつ、具体的な提案内容となっているか等の観点に沿って上記3.2の6段階の評価に準じて加点を行う。

## 従来の実施状況に関する情報開示

### 1. 従来の実施に要した経費（平成26年度については実施中の内容）（単位：千円）

			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
委託費 定額部分	人件費		13,685	11,223	10,422	9,600
	旅費		6,400	4,863	4,791	3,100
	謝金		2,882	7,886	7,740	2,900
	通信運搬費		298	60	110	9,300
	資材作成費		457	508	175	9,000
	運行業務委託費		19,530	19,467	24,116	0
	車庫賃借料		5,424	5,478	6,718	0
	車両保守料		14,725	4,846	2,732	0
	燃料費		3,122	4,176	4,786	0
	事務局運営費		0	0	0	4,800
	SNS運営費		0	0	0	3,400
	その他		11,912	13,922	4,119	12,008
	計		78,435	72,429	65,709	54,108

#### (注意事項)

- ・本業務は外部委託により実施している
- ・上記は、平成23年度～26年度の本業務に要する経費である
- ・上記金額には消費税も含まれている
- ・経費減は、予算削減及び事業内容の見直しによるものである
- ・平成25年度までのその他の主な経費としては、光熱水料、通行料、自動車保険料等である
- ・平成26年度までのその他の主な経費としては、広報費、監修費、進行管理費等である

### 2. 従来の訪問実績

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
教育機関（箇所）	790	1,021	987	298
地域イベント（箇所）	97	94	107	43
参加者数	96,660	112,440	128,811	61,615

(注意事項)

- ・ 23年度～25年度までは、薬物乱用防止キャラバンカー（大型車両）及び講師による訪問
- ・ 26年度は資材及び講師による訪問
- ・ 26年度の教育機関（箇所）及び地域イベント（箇所）は、9月30日までの実績及び10月1日以降の予約受付数
- ・ 26年度の参加者数は9月30日までの実績
- ・ 上記実績には、講師が同行せず、薬物乱用防止キャラバンカーのみ訪問又は資材の貸出分も含まれている

3. 平成26年度訪問事業訪問形態のモデルケース

講義時間は40分～50分を基本とし、各学校からの要望にあわせた時間に可能な限り対応

- (1) DVD 視聴 : 15分程度
- (2) 講師による講義及びクイズ (PowerPoint 使用) : 25分程度
- (3) アンケート : 5～10分程度

4. Facebook 及び Twitter

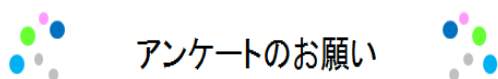
Facebook : STOP the 薬物! ～断る勇気が未来をつくる～

<http://www.facebook.com/stopthedrug>

Twitter : STOP the 薬物!

<http://twitter.com/StopTheDrug>

薬物乱用防止啓発訪問事業アンケート



アンケートのお願い

この度は、本プログラムにご参加いただき、ありがとうございます。

より充実した内容のプログラムにするため、皆様のご意見をいただきたく、差し支えない程度で結構ですので、アンケートへご記入のご協力を宜しくお願い申し上げます。

お答えいただいた内容は、上記以外の目的に利用することは一切ありません。

- Q1 あなたの性別は？  
1 男性      2 女性
- Q2 あなたの所属は？  
1 小学校    2 中学校  
3 高等学校   4 大学  
5 それ以外
- Q3 全体的に内容はわかりやすかったですか？  
1 とてもわかりやすかった。  
2 まあまあわかりやすかった。  
3 少しわかりにくかった。  
4 とてもわかりにくかった。
- Q4 薬物の恐ろしさについて理解できましたか？  
1 とても理解できた。  
2 まあまあ理解できた。  
3 あまり理解できなかった。  
4 ほとんど理解できなかった。
- Q5 パンフレットはわかりやすかったですか？  
1 とてもわかりやすかった。  
2 まあまあわかりやすかった。  
3 少しわかりにくかった。  
4 とてもわかりにくかった。
- Q6 薬物に誘われたとき、断れると思いますか？  
1 断れると思う。  
2 おそらく断れると思う。  
3 おそらく断れないと思う。  
4 断れないと思う。
- Q7 講師の説明はわかりやすかったですか？  
1 とてもわかりやすかった。  
2 まあまあわかりやすかった。  
3 少しわかりにくかった。  
4 とてもわかりにくかった。